

公害に係る紛争処理の手続に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県条例第13号

公害に係る紛争処理の手続に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争処理の手続に要する費用等に関する条例（昭和45年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第3条 知事に対し、法第26条第1項の規定による調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、1件につき、次の表に定める額の手数料を納付しなければならない。<u>ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。</u></p> <p>略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 知事に対し、法第26条第1項の規定による調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、1件につき、次の表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>略</p> <p>2～4 略</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。